



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
2 月 22 日
第 2601 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (元気長寿福祉課)	177
道路区域の変更 (道路課)	177
都市計画事業の認可 (都市計画課)	178
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	178

公 告

県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	178
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (農村振興課)	179
大津湖南都市計画道路事業の公告 (都市計画課)	179
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	180

振 興 局 等 告 示

土地改良事業の実施に伴い、町および字の区域および名称を変更する旨の届出 (東近江)	180
土地改良事業の実施に伴い、字の区域および名称を変更する旨の届出 (湖北)	181

正 誤

告 示

滋賀県告示第 203 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院訪問リハビリテーション	大津市真野五丁目 1 番 29 号	医療法人弘英会 理事長 小椋英司	大津市真野五丁目 1 番 29 号	訪問リハビリテーション	平成 18. 2. 20	2510103605

滋賀県告示第 204 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 18 年 2 月 22 日から平成 18 年 3 月 8 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延 長	備 考

県道	朝妻筑摩近江線	米原市上多良字南サイカチ 500 番 5 地先から	変更後	最小 10.2 m 最大 10.5 m	69.0 m	流域下水道工事に伴う回路の廃止
		米原市岩脇字巽 43 番 3 地先まで	変更前	最小 10.2 m 最大 14.8 m	69.7 m	

滋賀県告示 第 205 号

都市計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 59 条 第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 2 月 22 日に都市計画事業を認可したので、同法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 長浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 3・3・6 号豊公園長浜駅線および 3・4・5 号長浜駅宮司七条線
- 3 事業施行期間 平成 18 年 2 月 22 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 長浜市公園町字御馬屋、南中島および北船町字殿町地内
 - (2) 使用の部分 長浜市北船町字殿町地内

滋賀県告示 第 206 号

都市計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 63 条 第 1 項の規定に基づき、平成 11 年滋賀県告示 第 610 号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を平成 18 年 2 月 22 日に認可したので、同条 第 2 項において準用する同法 第 62 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 施行者の名称 草津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 3・4・19 号大江霊仙寺線
- 3 事業施行期間 平成 11 年 11 月 26 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成 11 年 滋賀県告示 第 610 号の事業地に、滋賀県草津市平井四丁目字七ノ坪、字芋田、字字久および平井五丁目字馬田地内を追加する。

公 告

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営黒田地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき土地改良事業計画を変更したので、同条 第 6 項において準用する同法 第 87 条 第 5 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 縦覧に供する書類 県営黒田地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北地域振興局環境農政部田園振興課および木之本町役場
- 3 縦覧期間 平成 18 年 2 月 22 日から平成 18 年 3 月 14 日まで

この処分について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に文書で異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ提起することができる。

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営岩谷池地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営岩谷池地区土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間 平成 18 年 2 月 22 日から平成 18 年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市役所
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名 (法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県南部振興局甲賀県事務所環境農政部田園振興課 (〒 528 - 8511 甲賀市水口町水口 6200)

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営佐山地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営佐山地区土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間 平成 18 年 2 月 22 日から平成 18 年 3 月 13 日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市役所
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名 (法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名) ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県南部振興局甲賀県事務所環境農政部田園振興課 (〒 528 - 8511 甲賀市水口町水口 6200)

大津湖南都市計画道路事業の公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 2 月 14 日付け近畿地方整備局告示第 24 号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画道路事業を同法第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 3・2・3号大津湖南幹線
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 草津市草津三丁目 14 - 75 滋賀県南部振興局建設管理部内
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 草津市大字木川町字南森、字樋頭、字高木、字神保ヶ町、字砂池および字上林ならびに大字野村町字川筋、字上開添、字西田河内、字八ノ坪および字七ノ坪地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市若葉町四丁目 1864 - 15 橋本 学	近江八幡市上田町字牛明 978 番 8	216.97 m ²	平成 18. 2. 14	006307
高島市新旭町北畑 565 高島市長 海東英和	高島市安曇川町青柳字南澤 1164、1166、1167、1168、1168 - 1、1169 - 1、1170 - 1、1171 - 1、1177 - 1、1178、1178 - 1、1179、1180 - 7、1162 の一部、1163 の一部、1165 の一部、1167 - 1、1180 - 9、1184 - 1 の一部、1184 - 3 の一部、1184 - 4、1185 - 1 の一部、1188 の一部、1188 - 1 の一部	11,304.69 m ²	平成 18. 2. 14	006308

振 興 局 等 告 示

滋賀県東近江地域振興局告示 第 10 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 260 条 第 1 項の規定に基づき、近江八幡市長から土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) による土地改良事業の実施に伴い、近江八幡市の区域内の町および字の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

変 更 前			変 更 後	
町 (大字)	字	地 番	町	字
西 生 来	蒲 生 野 口	619 の 1、619 の 3、620 から 622 まで、624、631 の一部	西 生 来	瀬 入 野
内 野	西 櫛	823 の 1、824 の 3		
西 生 来	瀬 入 野	1 の 1、2、3 の一部、5 の 1 の一部、6 の 1 の一部	西 生 来	蒲 生 野 口
末 広	中 上	429 の一部		

内 野	西 檜	827 の 3、828 の 3、829 の 3、830 の 3、834 の 2		
	蒲 生 野	1759 の 2、1762 の 2、1763 の 2、1765 の 2 の一部		
西 生 来	蒲 生 野 口	645 の一部	未 広 中 上	
内 野	蒲 生 野	1765 の 2 の一部、1765 の 3、1770 の 2、1771 の 2、1773 の 2、1774 の 2、1774 の 3		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部は、変更後の区域に編入する。				

滋賀県湖北地域振興局告示第 6 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき、長浜市長から土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) による土地改良事業の実施に伴い、長浜市の区域内の字の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 18 年 2 月 22 日

滋賀県湖北地域振興局長 馬 淵 義 博

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
烏 羽 上	西 澤	1104 の 2 の一部	烏 羽 上	池 田
	切 畑	1183 の 1、1184 の 1		
	西 澤	1120、1120 の 1		丸 奥
	吉 入 谷	1147、1148		
	石 畑	1162 から 1167 まで、1167 の 1、1168 から 1171 まで、1173 の 1、1174		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

正 誤

平成 18 年 2 月 13 日付け号外 (1) 滋賀県告示第 171 号中

ページ	行	誤	正
3	22	平成 18 年 1 月 1 日	平成 18 年 2 月 13 日

